



住保機確認第 09-117 号
平成 31 年 4 月 1 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

公益財団法人 沖縄県建設技術センター
赤崎 勉 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社
代表取締役社長 小川 富由



平成 21 年 5 月 26 日付けでいただきました「沖縄県における鉄筋コンクリート造の屋根等に用いる防水仕様」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
鉄筋コンクリート造の屋根、勾配屋根瓦葺き等に用いる防水仕様
2. 工法または建築材料の概要
屋根面の仕上げについて次のいずれかの工法とすることにより設計施工基準 14 条第 2 項の防水工法及び下ぶき材を施さない仕様
 - ① 屋根面をコンクリート金ごて仕上げとし、防水下地面勾配は 1/100 以上とする
 - ② 勾配屋根面を木ごて押えとし、4 寸勾配以上の瓦葺きとするなお、別紙「沖縄県における鉄筋コンクリート造の屋根等に用いる防水仕様」によることとする。
3. 適用地域
沖縄県
4. 適用範囲・部位
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造住宅の屋根（開放廊下、バルコニー等で下階が室内となるものを含む）
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 14 条第 2 項（防水工法）、第 15 条（パラペットの先端部）、第 17 条（排水勾配）、第 19 条 2 項（勾配屋根の下葺き材）
6. 保険契約申込み手続きのための要件
 - ① 保険契約申込みの際に本書の写しを添付してください。
 - ② 矩計図等に当該工法を用いることを明記いただくよう、設計者へご指示ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

沖縄県における鉄筋コンクリート造の屋根等に用いる防水仕様

1. 防水工法（14条2項）

防水工法は、まもりすまい保険設計施工基準（以下「設計施工基準」という）第14条2項に定める防水工法に適合するものとする。

ただし、表面水を速やかに排出するために有効な勾配及び排水ドレインの設置方法とした場合にあっては、コンクリート金ごて仕上げとすることができる。

2. パラペットの上端部（15条）

パラペットの上端部は、設計施工基準第15条に定める措置のほか、コンクリート金ごて仕上げとすることができる。

3. 排水勾配（17条）

防水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合（コンクリート金ごて仕上げとする場合を含む）の勾配は、1/100以上とすることができる。

4. 勾配屋根の下葺き材（19条2項）

勾配屋根は、設計施工基準第14条から第18条（第17条を除く。）に掲げる防水措置又は第14条2項に定める下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すこととする。

ただし、次のすべてに適合する場合においては、下ぶき材を施さず、下地を木ごておさえとすることができる。

- ① 瓦葺きとし勾配を4/10（4寸）以上とする
- ② 屋根版のコンクリート打設において、上面に型枠を用いず打設する